

取締役等の兼職及び兼業状況表				
（ 年 月末日現在）				
兼職又は兼業の承認を受けた取締役			兼職又は兼業の状況	
氏名	役職名	代表権の有無	兼職先の会社名及び役職名又は兼業している事業	兼職先の会社の主たる事業

（記載上の注意）

1. 「取締役」とあるのは、指名委員会等設置会社にあつては「執行役」と、外国信託会社にあつては「国内における代表者及び支店に駐在する役員」として記載すること。
2. 法第4条第1項、第8条第1項（法第52条第2項において準用する場合を含む。）、第36条第2項、第37条第2項、第38条第2項、第39条第2項、第50条の2第3項、第53条第2項若しくは第54条第3項の申請書又は法第12条第1項若しくは第2項（法第50条の2第12項又は第52条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第56条第1項若しくは第2項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。